第四条の六の二第二十項			
受けた租税特別措置法	「租税特別措置法」	租税特別措置法施行令	租税特別措置法
受けた東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法（施行令等の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	「租税特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法（施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要なの財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号。以下「特別措置法」という。）第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法（施行令等の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
第四条の六の二第二十一項の表第百四十条の二第一項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百四十八条第三項の表第二項の項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百四十八条第三項の表第三項の項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の十八の二の項			

第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の三十六第二項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の三十六第三項の表第二項の項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の三十六第三項の項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の四十五の二項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の四十五の二第一号の項			
第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の四十五の二第一号イの項			
第四条の六の二第二十一項の表第百五十五条の四十五の二第一号イ(1)及び(2)の項			
第四条の六の二第二十一項の表第二百一条の二第二項の項			
第四条の六の二第二十一項の表第二百一条の二第三項の表第二項の項の項			

租税特別措置法			
特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法			
租税特別措置法施行令	租税特別措置法	租税特別措置法施行令	租税特別措置法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法（施行令等の適用の特例）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令	租税特別措置法	租税特別措置法施行令	租税特別措置法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令	租税特別措置法	租税特別措置法施行令	租税特別措置法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法
租税特別措置法施行令	租税特別措置法	租税特別措置法施行令	租税特別措置法
復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	（特別措置法第三十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法	復興特別所得税に関する政令第十三条第一項の規定により読み替えて適用される租税特別措置法施行令	特別措置法第三十三条第一項（復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等）の規定により読み替えて適用される租税特別措置法